

奈良県告示第百三十六号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、
次のとおり医師から指定の辞退があつた。

平成二十八年七月十五日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	竹田 幸祐
医療機関の名称	奈良県立五條病院
医療機関の所在地	五條市野原西五丁目二番五九号
診療科目	内科（肝臓機能障害）
辞退年月日	平成二十五年十二月三十一日